

「住宅用火災警報器の交換時期について」



住警器は、家族や地域にいち早く火災発生を知らせてくれるものです。火災のときにきちんと作動するよう、定期的な点検と機能に異常があれば本体の交換が必要です。

●本体の交換時期は、機種によって異なりますが、目安はおおむね10年です。

①自動試験機能のある機器

機能の異常を示す音や表示がされた場合は、本体ごと交換してください。

②自動試験機能のない機器

本体に表示された交換期限や説明書の記載にあわせて、本体ごと交換してください。

※ 乾電池交換タイプは、電池交換を忘れずに！

乾電池交換タイプの物は、電池交換が必要です。また、設置から10年以上経過している場合は、経年等により本体内部の機器が劣化していることが考えられるので、早めに本体の交換をしてください。

10年たったら、
とりカエル。
お宅の火災警報器の話です。



火災警報器



問い合わせ先

千曲坂城消防本部 更埴消防署

予防課 予防係

電話 026-274-0119